

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第１ 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、個々の事業における公共事業としての果たすべきミッションを明確化し、事業特性に応じて、インフラが将来にわたって利用されることによる地域や国の価値・魅力・競争力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第２ 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和２２年法律第３４号）第４条第１項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（５，０００万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ①1) 直轄事業（本省等が行うものに限る。） 本省等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。
 - 2) 直轄事業（本省等が行うものを除く。） 地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
 - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。

2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1 (3) ①1)、①2) 及び②1) に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1 (1) の規定については、「本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- ② 1 (3) の規定については、以下のとおりとする。

- 1) 1 (3)②2) 及び③に掲げる種類の事業については、1 (3)②2) 及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- 2) 1) の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。） 及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1(1)に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2) 及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

第6 その他

1 評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

3 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第7 施行

1 本要領は、令和7年9月18日から施行する。

ただし、本要領の規定は、令和8年度以降に適用する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領（平成30年3月30日改定）」は、廃止する。